

記

1 確認方法について

新規許可申請時に社会保険等への加入が確認できる下記のいずれかの資料の写しの提出又は提示を求めることとする。

(1) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）

- 保険料の領収証書【参考1 資料①】（※1）
- 社会保険料納入証明書【参考1 資料②】（※2）
- 社会保険料納入確認書【参考1 資料③】（※2）
- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書【参考1 資料④】（※3）
- 健康保険・厚生年金保険適用通知書【参考1 資料⑤】（※3）

※1 毎月、年金事務所が事業主に送付

※2 事業主の求めに応じ、年金事務所が発行

※3 新規許可時に保険料の支払いが発生していない場合は、本通知書で確認


(2) 労働保険（労災保険及び雇用保険）

- 労働保険概算・確定保険料申告書【参考1 資料⑥】
- 納付書・領収証書【参考1 資料⑦】
- 保険関係成立届【参考1 資料⑧】

参考1 資料① 保険料の領収証書

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金 厚生保険

<small>年次</small> 年 月 日	<small>年金控の会費</small> <input type="checkbox"/>	<small>福祉証書の納付</small> <input type="checkbox"/>	<small>支払番号</small> 6375	<small>取付先名</small> 厚生労働省年金局 ()
<small>納付日の年月</small>	<small>年 月 日</small>	<small>納付期別</small> 平成 年 月 日	<small>納付金額</small> 平成 年 月 日	<small>納付目的</small> 国庫金 厚生年金控除 子ども・子育て支援給付 子ども・子育て支援給付 子ども・子育て支援給付
<small>口座振替の別</small> 口座振替 振込 振替 振込	<small>口座番号</small> XXXXXXXXXXXX	<small>口座名義</small> XXXXXXXXXXXX	<small>合計額</small> 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	<small>手続 年度</small> 平成 年 度
<small>領収印</small> 00500	<small>納付印</small>	<small>受取印</small>		<small>内閣府及び厚生労働省 年金特別会計</small>
<small>取扱銀行</small> 日本銀行本店、支店、代理店、兼入代理店又は日本年金機構 <small>年金控除</small> 厚労省年金課 <small>受取印</small> 				<small>上記の合計額を領収しました。</small> <small>《領収日印》</small> <small>《納付者印》</small>

この納入告知書 (納付書) はPay-easy (ペイジー) のATM、インターネット、コンビニエンスストア等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度納入組入

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号
---------	-------

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	⑩
電話番号	() () ()

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 險 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長



参考 1 資料④ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

- (説明)
- (1) (注 1) 年金事務所名を出力する。
 - (2) (注 2) 社会保険労務士による取扱いがある場合に出力する。
 - (3) (注 3) 事務所二つのページ番号を出力する。
 - (4) (注 4) 以下のいずれかを出力する。
「2229 千円」
「99999999」

事業所整理記号 99-XXXX	事業所番号 99999	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 (注 3) XXXXXXXXXXXXXXXXX	業務取得年月日 (注 2)	取付区分	種別 (性別)	標準報酬月額 (注 1)	健康保険者住所	健康保険者氏名	郵便番号	基礎年金番号 (注 3)
622222	XXXXXX	XXXXXX	99.09.99	0	0	99,999	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	99999	9999-999999
622222	XXXXXX	XXXXXX	99.09.99	0	0	99,999	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	99999	9999-999999
622222	XXXXXX	XXXXXX	99.09.99	0	0	99,999	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	99999	9999-999999
622222	XXXXXX	XXXXXX	99.09.99	0	0	99,999	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	99999	9999-999999
622222	XXXXXX	XXXXXX	99.09.99	0	0	99,999	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	99999	9999-999999
622222	XXXXXX	XXXXXX	99.09.99	0	0	99,999	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	99999	9999-999999

郵便番号 999-XXXX
 事業所住所 XXXXXXXX
 事業所名称 XXXXXXXX
 事業主氏名 XXXXXXXX

XXXXXX 29 月 29 日
 上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がなされたので通知します。
 日本年金機構理事長 (XXXXXXXX)

図 2-36-1 健康保険 厚生年金保険 資格取得確認および標準報酬決定通知書 (1/2)

【参考3】

社会保険及び労働保険の適用について

【社会福祉事業等】

- 社会保険（厚生年金保険、健康保険）は、事業所を単位に適用されず。適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている事業所を「強制適用事業所」といいます。

社会福祉事業においては、法人事業所に加え、常時五人以上労働者を雇っている個人事業所も強制適用事業所となります。（※）

※ 製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、
保管貸業、媒体幹旋業、集案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、
医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、個人事業所も対象となります。

- 労働保険（労災保険、雇用保険）は、事業場を単位に適用されます。
社会福祉事業においては、名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業所は、個人事業所、法人事業所を問わず強制適用事業所となります。

Q 4 情報提供を行う根拠を教えてください。根拠法令はあるのでしょうか。

A 4 厚生労働省からの協力依頼の通知に基づき、情報提供を行います。

社会保険・労働保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられており、厚生年金保険法等においては、厚生労働大臣が地方自治体等に資料の提供を求めることができる旨が定められています。

(参考1) 厚生年金保険法(抜粋)

第百条の二

2 実施機関は、被保険者の資格(中略)に関し必要があると認めるときは、官公署(中略)に対し、法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格(中略)に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者(中略)の氏名及び住所、個人番号(中略)、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

※ なお、同法第百条の四により、同法第百条の二第二項の事務については日本年金機構に委任するが、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない旨、規定されています。

(参考2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第四十三条の二

行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

Q 5 厚生労働省に提供された情報はどのように利用されるのでしょうか。

A 5 厚生労働省が日本年金機構及び都道府県労働局に情報を提供し、日本年金機構・都道府県労働局が社会保険・労働保険の加入勧奨を実施します。その他のことには利用されません。

Q 6 社会保険・労働保険に加入していない場合、各業法上の開設許可等を得られないのでしょうか。

A 6 各業法上の開設許可等の要件を満たしている場合は、許可等を得ることができますが、社会保険・労働保険の適用が確認できない事業所として、事業所情報を厚生労働省に提供します。

(主に地方自治体向け)

Q 7 各業の新規許可(届出、指定、登録等含む)の場合にのみ社会保険や労働保険の加入状況を確認するのはなぜでしょうか。更新時には確認しないのでしょうか。

A 7 すでに事業を行っている事業所に対しては、これまでも、日本年金機構・都道